

### 住宅借入金等特別控除に係る減額措置（住宅ローン控除）

平成20年度から市・県民税でも住宅ローン控除が受けられます。  
 (平成20年度から平成28年度までの市・県民税に適用されます)

税源移譲で所得税が減少することにより、住宅ローン控除限度額が所得税額より大きくなり、控除しきれなくなる場合があります。その場合、平成11年から平成18年までに入居した方に限り、今まで控除されていた分については平成20年度以降の市・県民税の所得割額から控除する措置が創設されます。

【注意】 住宅ローン控除制度のない市・県民税での減額措置となるため、控除を受けるには、確定申告や年末調整とは別に市への申告（住民税減額申請）が必要となります。

#### ●対象者

平成11年から平成18年までに入居した人で、税源移譲により住宅借入金特別控除限度額が所得税より大きく、控除しきれない人

#### ●計算方法

【住宅ローン控除】 = 【次の1、2のいずれか少ない金額】 - 【税源移譲後の税率で算出した前年分の所得税額】

1. 前年分の所得税の住宅ローン控除
2. 税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額

#### ●申告の方法

- ・確定申告をする場合

確定申告時に『住宅借入金等特別税額控除申告書（確定申告書を提出する納税者用）』を税務署に提出してください。

- ・確定申告をしない場合（給与所得者など）

【住宅ローン控除を年末調整で受けている場合】

1. 下記の書類を勤務先に提出してください。
  - ・給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書
  - ・住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
2. 勤務先から源泉徴収票の交付を受けます。
  - ・住宅ローン控除額が源泉徴収税額を上回った場合には、摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」を記載されます。
3. 翌年の3月15日（平成20年については3月17日）までに住宅借入金等特別税額控除申告書を提出してください。
  - ・1月1日現在お住まいの市町村に毎年3月15日までに『住宅借入金等特別税額控除申告書（給与収入のみを有しており確定申告書を提出しない納税者用）』を提出します。

※その際には、必ず源泉徴収票の添付してください。

1と2については、従来と同様の手続きですが、新たに3の申告が必要になります。

※ただし、所得税で医療費控除や雑損控除等の還付申告を受ける場合には、確定申告をする場合と同様に、翌年の3月15日（平成20年については3月17日）までに所轄の税務署に「住宅借入金等特別税額控除申告書（確定申告書を提出する納税者用）」を提出してください。



## 平成20年度 市・県民税の税制改正について 【重要なお知らせ】です。

### 地震保険料控除の創設

短期損害保険料控除が廃止され、地震保険料控除が新設されます。  
 改正された保険料控除制度は以下のとおりです。

●損害保険料控除  
平成19年度課税分まで



●地震保険料控除  
平成20年度課税分から

#### 1. 損害保険料控除の廃止

- ・短期損害保険料控除の廃止
- ・経過措置として、平成18年末までに結んだ長期損害保険契約に係る保険料（保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの）については、従前の損害保険料控除（最高1万円）を適用します。

#### 2. 地震保険料控除の新設

- ・地震保険料等の支払い金額の1/2（最高2万5千円）に相当する金額を控除する制度が新たに創設されます。（平成20年度からの取り扱い）



短期損害保険料	控除の対象外
長期損害保険料 (保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの)	平成18年末までに締結された方は控除の対象となります。 限度額 10,000円
地震保険料	住民税は支払額の1/2の額 限度額 25,000円

※長期損害保険料と地震保険料を併せた限度額は 25,000円となります。

